

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和2年11月27日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都創傷の寺子屋

(2) 代表者名

村上 啓司

(3) 主たる事務所の所在地

京都府京都市伏見区日野田頼町1番地57

(4) 定款に記載された目的

この法人は、医療関係者及び福祉関係者に対して創傷及び関連領域に関する知識・技術の向上、標準化を推進する事業を行うとともに、創傷が原因で困っている病院・施設・自宅等にて高度な知識・技術を提供する事業を行うことにより、急性期から在宅までのシームレスケアの実現を図り、創傷に関わる人の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和2年11月20日

(文化市民局地域自治推進室)